

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて

埼玉県環境部

令和4年6月15日

令和3年度

第1回専門委員会（令和3年11月30日開催）

- 計画見直しの背景
 - 国の動向、本県の温室効果ガス排出量や気候変動影響の状況
- 計画見直しの検討
 - 改正の範囲や方向性、温室効果ガス排出削減目標設定の考え方

県政サポーターアンケートの実施（1月）

第2回専門委員会（令和4年3月18日開催）

- 改訂実行計画の温室効果ガス排出削減目標率の検討
 - 2030BAU排出量の推計、削減見込量の見通し、削減目標率の目安

令和4年度

第1回専門委員会（今回）

- 改訂実行計画の温室効果ガス排出削減目標率の設定
 - 改正の方向性、2030BAU排出量の推計（再推計）、新たな削減目標率
- 施策実施目標の設定

1 前回委員会の主な意見と対応方向

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正

(1) 改正の方向性

(2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

(3) 新たな削減目標率

(4) 施策実施目標の設定

(5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性を見直し

3 その他

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）

(2) 今後のスケジュール（予定）

本日特に御意見いただきたい事項

2 (1) 改正の方向性

- ✓ **改正の視点や対策追加の考え方に関する御意見**

2 (3) 新たな削減目標率

- ✓ **本県の新たな排出量削減目標の設定の考え方に関する御意見**
- ✓ **新たな排出量削減目標の妥当性に関する御意見**

2 (4) 施策実施目標の設定

- ✓ **施策実施目標の設定における考え方に関する御意見**

1 前回委員会の主な意見と対応方向

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正

(1) 改正の方向性

(2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

(3) 新たな削減目標率

(4) 施策実施目標の設定

(5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し

3 その他

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）

(2) 今後のスケジュール（予定）

1 前回委員会の主な意見と対応方向

前回（R3.3.18開催 令和3年度第2回委員会）の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
1. BAU排出量推計のグラフは実績値との乖離を検証しているか	今委員会「2（2）目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）」で御説明
2. トラック保有台数の減少想定に反し、大規模流通施設の建設により増加している。BAU排出量推計に現状を反映すべき	
3. 普及啓発による効果はBAU排出量推計に上乗せされているか	定量的な情報の把握が困難なため推計への上乗せは不可能。行動変容による削減は対策効果として整理
4. 県独自施策・対策の効果を削減目標に上乗せをできないか	本県独自施策・取組の削減効果を定量化して推計に上乗せすることは困難であるが、本県が独自施策・対策を講じることで、国の計画を踏まえた本県削減見込量以上の削減を目指す
5. 施策の徹底状況や実施状況の改善余地を検証することで、県独自係数の上乗せ材料が見つかるかもしれない。検討してはいかがか	国計画の達成は、地方自治体を含むあらゆる主体が取り組み、役割を果たすことを前提。本県施策・取組の進捗管理において検証を進めながら目標達成に向けて事業効果を高めていく
6. 県独自施策・対策の上乗せが困難であるならば、より県民に伝わる表現の検討をしてほしい	目標達成に向けた県独自（先駆的）施策として他施策と区別しわかりやすく記載するなど、表現を検討（第5章 温暖化対策（緩和策））
7. 再エネ導入目標について言及すべき。県全体の自然エネルギーの自給率を把握していくとよい	計画案の中で検討（第5章 温暖化対策（緩和策） 施策実施目標）

1 前回委員会の主な意見と対応方向

前回（R3.3.18開催 令和3年度第2回委員会）の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
8. 再エネに関する目標や計画を考えるに当たっては、再エネ供給力の増強を経済性の観点も含めてしっかり見ながら進めるという話と、更に供給力と県民負担のそれぞれを高めていく方向性とするのか否か、いろいろと分けて考えていく必要がある	御意見を踏まえて県施策に取り組むとともに、計画案を検討する（第5章 温暖化対策（緩和策）施策実施目標）
9. 再エネ目標の設定において県がイニシアチブを取るべき。市町村の促進区域設定に技術的支援ができるとうい	御意見を踏まえて県施策に取り組むとともに、計画案を検討する（第5章 温暖化対策（緩和策）施策実施目標、第7章 計画の推進・進行管理）
10. 人口減少を加味して一人当たりの排出量がどうなるのかを併記した方がよい	BAU排出量推計値と将来推計人口を組み合わせて1人あたりCO ₂ 排出量を算出。今委員会「2（1）目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）」で御説明
11. 一人当たりの指標は、世帯構成の分析をBAU排出量推計に入れるか、付帯資料として整理するとよい	家庭部門のBAU推計にあたって平均世帯人員（人口/世帯数）の変動は考慮しているが、エネルギー需要データが不足しており、世帯構成の変化がCO ₂ 排出量に及ぼす影響の詳細な分析は困難
12. 一人当たりの指標設定では、個人の実態や実感に即した指標設定が必要	計画案の中で検討（第5章 温暖化対策（緩和策）施策実施目標）
13. 削減目標値との比較よりも、断熱化やZEB・ZEHの普及状況、再エネ電力を選択している県民割合などを全国平均と比較するなど、具体的でモニタリング可能なデータと合わせて考えることが大切	
14. プラグミ対策など、SDGsに関連する他の問題領域の進捗評価が入るとよい	

1 前回委員会の主な意見と対応方向

前回（R3.3.18開催 令和3年度第2回委員会）の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
15. 家庭から排出されるごみ問題の対策としてサステナ（ブル）ファッションを県民に呼び掛けていくことが必要	計画案の中で検討（第5章 温暖化対策（緩和策））
16. 自然エネルギーの普及に取り組んでいる事業者の情報がわかりやすく閲覧できるとよい	御意見を踏まえて県施策に取り組む
17. 主戦場は既築対策。県や市町村の取組状況を把握した上で、市町村の後押しのほか、県自らできることをしっかり進めていただきたい	
18. デジタル化に関わるエネルギー消費の動向を押さえ、DXにより排出量が減ることを見える化すべき	まちづくり、DX、脱炭素を一体とした施策推進の視点を盛り込む

1 前回委員会の主な意見と対応方向

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正

(1) 改正の方向性

(2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

(3) 新たな削減目標率

(4) 施策実施目標の設定

(5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し

3 その他

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）

(2) 今後のスケジュール（予定）

2 (1) 改正の方向性

上位計画

埼玉県5か年計画

～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4～8年度）

埼玉県の目指す将来像～2040年を見据えて～

- 将来像1 安心・安全の追求 Resilience
- 将来像2 誰もが輝く社会 Empowerment
- 将来像3 持続可能な成長 Sustainability

（将来像3の目指すべき将来像）

コンパクト・スマート・レジリエントの要素を含む持続可能なまちづくりが進むとともに、公共交通の安全性、利便性が向上し、誰もが安心して円滑に移動できる社会を目指します。

再生可能エネルギーの普及拡大や分散型エネルギーの利活用などによって脱炭素社会へ近づくとともに、水やみどりを守り育む県民や企業が増え、豊かな自然に人が集まり、にぎわう社会を目指します。

デジタル技術などを活用した新たな産業の育成や中小企業・農林業者の生産性向上などが進み、スマート化の進展による持続的な経済成長や雇用が実現する社会を目指します。

埼玉県環境基本計画

（令和4～8年度）

21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標

- 1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり
- 2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり
- 3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

（長期的な目標1に係る施策の方向「気候変動対策の推進」の方向性）

- 産業等の各部門で省エネルギー化が進み、排出量が着実に減少
- 県民が環境に優しいライフスタイルを実践、事業者も環境負荷低減活動
- 住宅の太陽光発電設備等の導入が進み、再エネの利用促進とともにレジリエンスの強化が図られる
- 事業活動の省エネ化、再エネ利用による脱炭素化に積極的に取り組み
- 地域の実情に応じた太陽光発電の設置が進んでいる

2 (1) 改正の方向性

現行実行計画の章立て



第1章 総論

第2章 地球温暖化の状況と取組

第3章 目指すべき将来像

第4章 温室効果ガス削減目標

第5章 地球温暖化対策（緩和策）

第6章 地球温暖化対策（適応策）

第7章 計画の推進・進行管理

改正の方向性

関係法令改正や国の改正計画、IPCC報告を踏まえて改正の趣旨を再整理

直近の気温等の状況や取組について、世界、日本、本県の視点から再整理

将来像は現行計画を承継。実現時期の前倒し、2050年CN実現の方向性

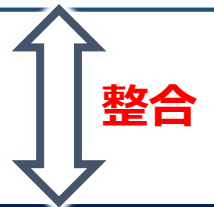
基準年度（2013）、目標年度（2030）を維持した上で、国の削減目標を踏まえた裏付けのある削減目標率を再設定

法改正に伴う「施策の実施に関する目標」について、国のマニュアルを踏まえて新たに設定

緩和策として新たな削減目標の達成に向け実効性ある効果的な対策を追加

適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性を見直し

計画の推進体制の強化やPDCAサイクルのうち特にチェック機能の強化



2 (1) 改正の方向性

第5章 地球温暖化対策（緩和策）

緩和策として新たな削減目標の達成に向け実効性ある効果的な対策を追加

埼玉版スーパーシティ・プロジェクト関連事業など現計画に記載のない令和2年度以降の関連事業等の追加

上位計画のほか、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」のうち環境ビジョンロードマップに掲載されている取組等の追加

①脱炭素まちづくり、②サーキュラーエコノミー、③県内中小企業の脱炭素化と競争力強化の両立、④建物の低炭素・脱炭素化 の視点による施策の追加・再整理

施策追加における考え方

➤ 脱炭素と地域活性化との両立

➤ 脱炭素と県内産業の成長との両立

➤ 脱炭素とエネルギーの安定供給との両立

- 1 前回委員会の主な意見と対応方向
- 2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正
 - (1) 改正の方向性
 - (2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）**
 - (3) 新たな削減目標率
 - (4) 施策実施目標の設定
 - (5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し
- 3 その他
 - (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）
 - (2) 今後のスケジュール（予定）

2 (2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

- 前回の専門委員会で頂いたコメントを踏まえて、県内温室効果ガス排出量のBAUを2030年度まで再推計した。
- 埼玉県の実行計画では、外生的要因（例：人口増減、経済成長、気候変動）の影響のみを考慮した温室効果ガス排出量をBAUと呼んでいる。
- 今回のBAU再推計では、国と民間シンクタンクが公表している経済見通しを参考にしながら、県の経済成長シナリオを設定した。
- 2030年度の電力排出係数について、ベースラインケース（0.55 kgCO₂/kWh、2013年度実績値）とエネルギーミックスケース（0.25 kgCO₂/kWh、国の令和3年版温対計画より抜粋）を設定し、両者の推計結果を比較した。

2 (2) 目標年度 (2030) におけるBAU排出量の推計 (再推計)

2030年度における埼玉県の社会経済状況

	2013年度 (実績)	2018年度 (実績)	2030年度 (予測)
県内総人口	723万人	733万人	718万人
平均世帯人員	2.48人/戸	2.41人/戸	2.29人/戸
高齢化率	23.0%	26.4%	28.7%
県内就業人口	304万人	311万人	307万人
労働生産性	713万円/人	732万円/人	831万円/人
県内総生産 (実質)	21.6兆円	22.7兆円	25.5兆円
経済成長率	+2.1%	+0.5%	+0.7%
乗用車保有台数	308万台	320万台	315万台
トラック保有台数	61万台	62万台	62万台
バス保有台数	1万台	1万台	1万台
二輪車保有台数	19万台	20万台	20万台
旅客鉄道輸送量	25億人	26億人	24億人
貨物鉄道輸送量	287万トン	250万トン	132万トン

注：労働生産性は県内総生産 / 県内就業人口で算出。金額は2011年連鎖価格。

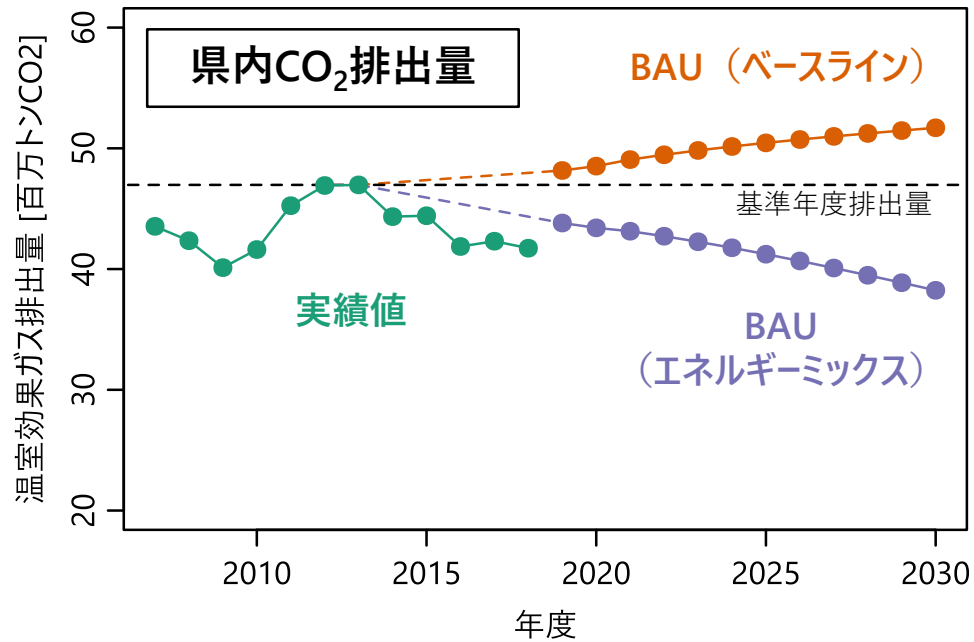
2 (2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

社会経済指標の設定

年齢別人口	県五か年計画の将来人口を使用。
平均世帯人員	国立社会保障・人口問題研究所の将来人口・世帯数より推計。
県内就業人口	都道府県マクロ計量モデルを用いて推計。
労働生産性	都道府県マクロ計量モデルを用いて推計。 外生的要因（例：技術革新）による労働生産性の上昇はイノベーション係数で調整。
県内総生産（実質）	都道府県マクロ計量モデルを用いて推計。
自動車保有台数 （乗用車、バス、トラック、二輪車）	人口1人あたり原単位のトレンドを時系列分析の手法で外挿し、将来人口を乗じて推計。 ※データ期間を2006～2018年度から2006～2020年度に延長。
鉄道輸送需要（旅客、貨物）	
冷暖房度日	CMIP5統計的ダウンスケーリング気候データセット（開発：大楽浩司准教授・筑波大）より推計。 温室効果ガスの排出削減が不十分で地球温暖化が進行するRCP8.5を想定。
エネルギー価格	消費者物価指数及び企業物価指数による。2018年度の水準で固定。
エネルギー効率	単位活動量あたりエネルギー需要（経済及び気象の影響を除く）。 基準年度（2013年度）の水準で固定。

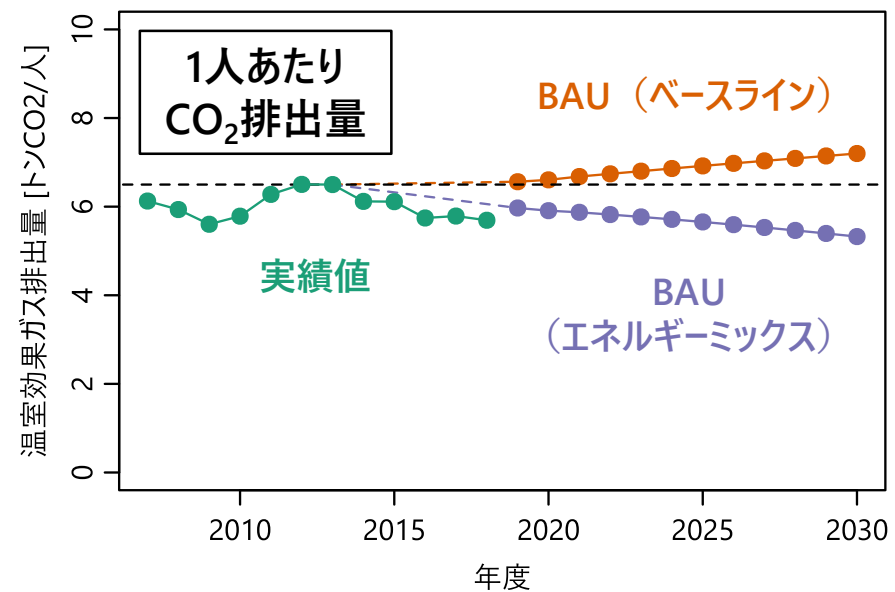
2 (2) 目標年度 (2030) におけるBAU排出量の推計 (再推計)

温室効果ガス排出量 (BAU) の再推計結果



2030年度 (推計)		
ベースラインケース排出量 (電力排出係数 : 0.55 kgCO ₂ /kWh)	(A)	5,170万トン
エネルギーミックスケース排出量 (電力排出係数 : 0.25 kgCO ₂ /kWh)	(B)	3,824万トン
供給側対策の排出削減量	(A - B)	1,346万トン

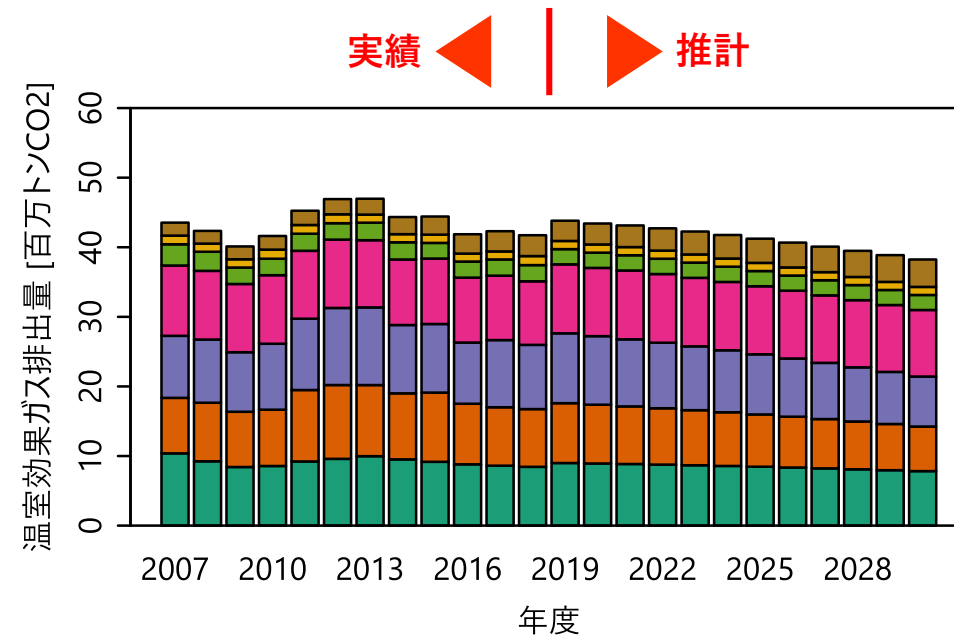
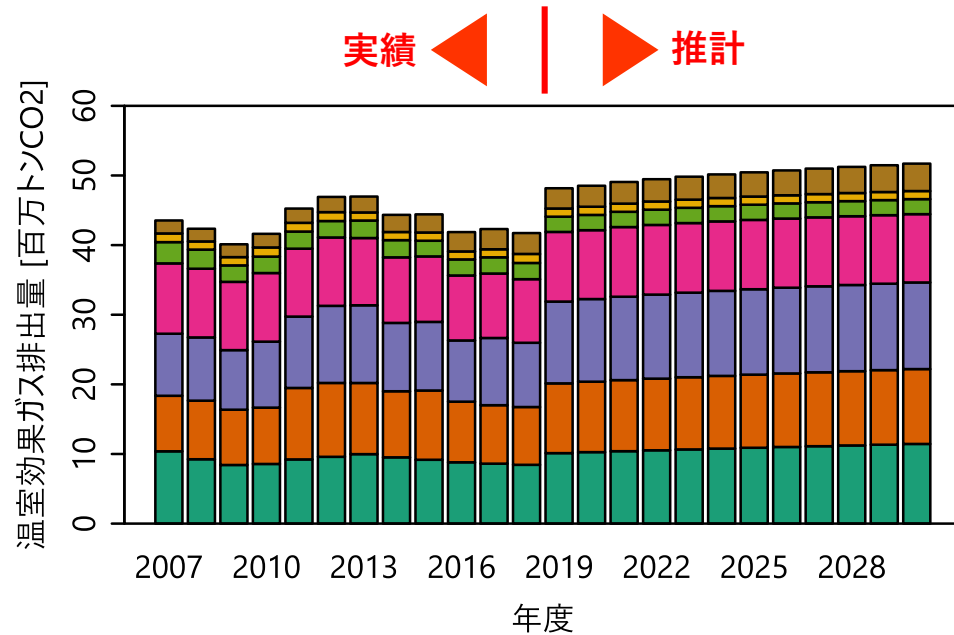
(参考)



2 (2) 目標年度 (2030) におけるBAU排出量の推計 (再推計)

BAU排出量内訳 (ベースラインケース)
2030年度電力排出係数 0.55 kgCO₂/kWh

BAU排出量内訳 (エネルギーミックスケース)
2030年度電力排出係数 0.25kgCO₂/kWh



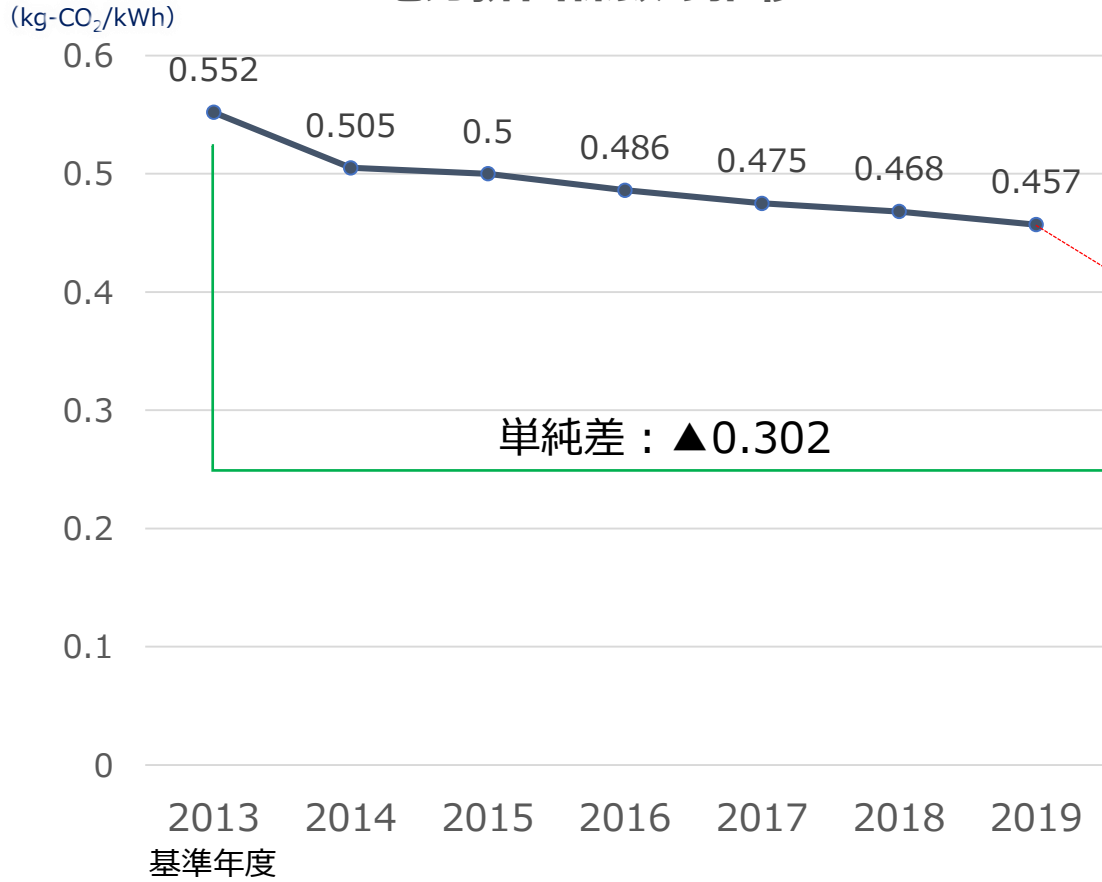
■ 産業部門	■ 運輸部門	■ その他の温室効果ガス
■ 業務その他部門	■ 工業プロセス	
■ 家庭部門	■ 廃棄物	

- 1 前回委員会の主な意見と対応方向
- 2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正
 - (1) 改正の方向性
 - (2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）
 - (3) 新たな削減目標率**
 - (4) 施策実施目標の設定
 - (5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し
- 3 その他
 - (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）
 - (2) 今後のスケジュール（予定）

2 (3) 新たな削減目標率

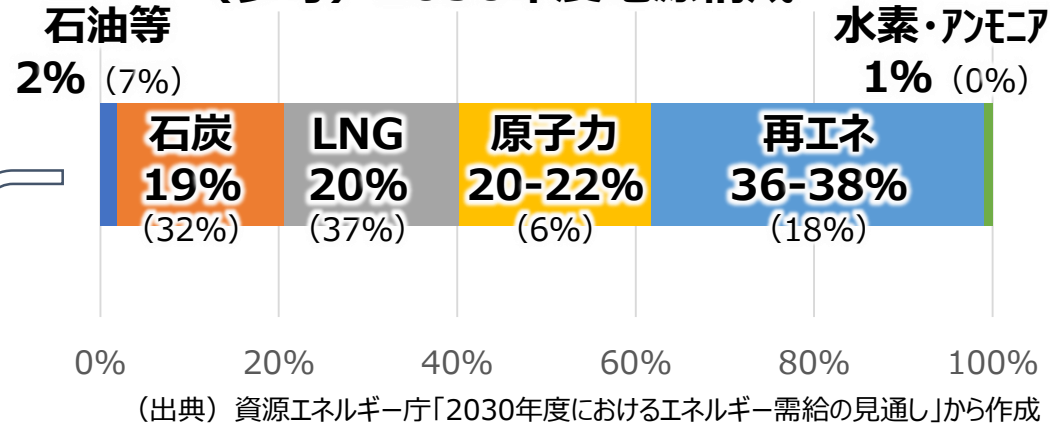
国の「第6次エネルギー基本計画」に基づく長期需給見通しを踏まえた電力排出係数の改善

電力排出係数の推移



(出典) 資源エネルギー庁「都道府県エネルギー消費統計」から作成

(参考) 2030年度電源構成



0.25

2030
目標年度

【供給側対策】
電力排出係数の改善
 (0.552→0.25)
 2013年度比▲1,346万t-CO₂

2 (3) 新たな削減目標率

国の「地球温暖化対策計画」で掲げる具体的な対策について各種統計データを参考として本県の削減見込量を推計

国の地球温暖化対策計画

エネルギー起源CO₂

2030排出量
6.77億t-CO₂ (2013比▲45%)

(部門別)

- 産業 : 2030排出量 : 2.89億t-CO₂ (2013比▲38%)
- 業務その他 : 1.16 (▲51%)
- 家庭 : 0.70 (▲66%)
- 運輸 : 1.46 (▲35%)
- エネルギー転換 : 0.56 (▲47%)

非エネルギー起源CO₂、メタン、N₂O

2030排出量
1.15億t-CO₂ (2013比▲14%)

HFC等4ガス(フロン類)

2030排出量
0.22億t-CO₂ (2013比▲44%)

吸収源

2030排出量
0.48億t-CO₂

二国間クレジット制度(JCM)

官民連携で2030年度までの累積で1億トン程度を目指す

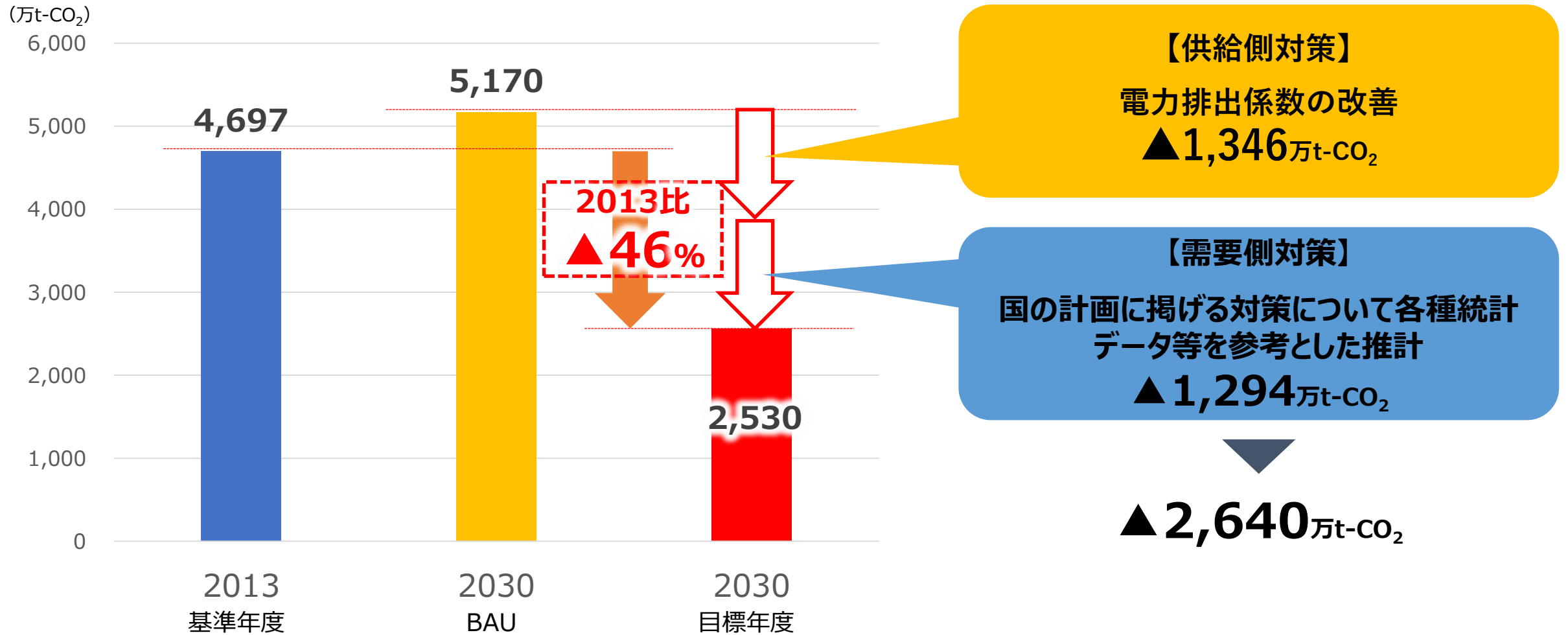
各種統計データを参考とした 本県の削減見込量の推計

計 1,294万t-CO₂

産業部門	262万t-CO ₂
業務その他部門	186万t-CO ₂
家庭部門	202万t-CO ₂
運輸部門	295万t-CO ₂
工業プロセス	3万t-CO ₂
廃棄物	51万t-CO ₂
その他温室効果ガス	263万t-CO ₂
吸収源	32万t-CO ₂

2 (3) 新たな削減目標率

計画見直し後の削減目標率



2 (3) 新たな削減目標率

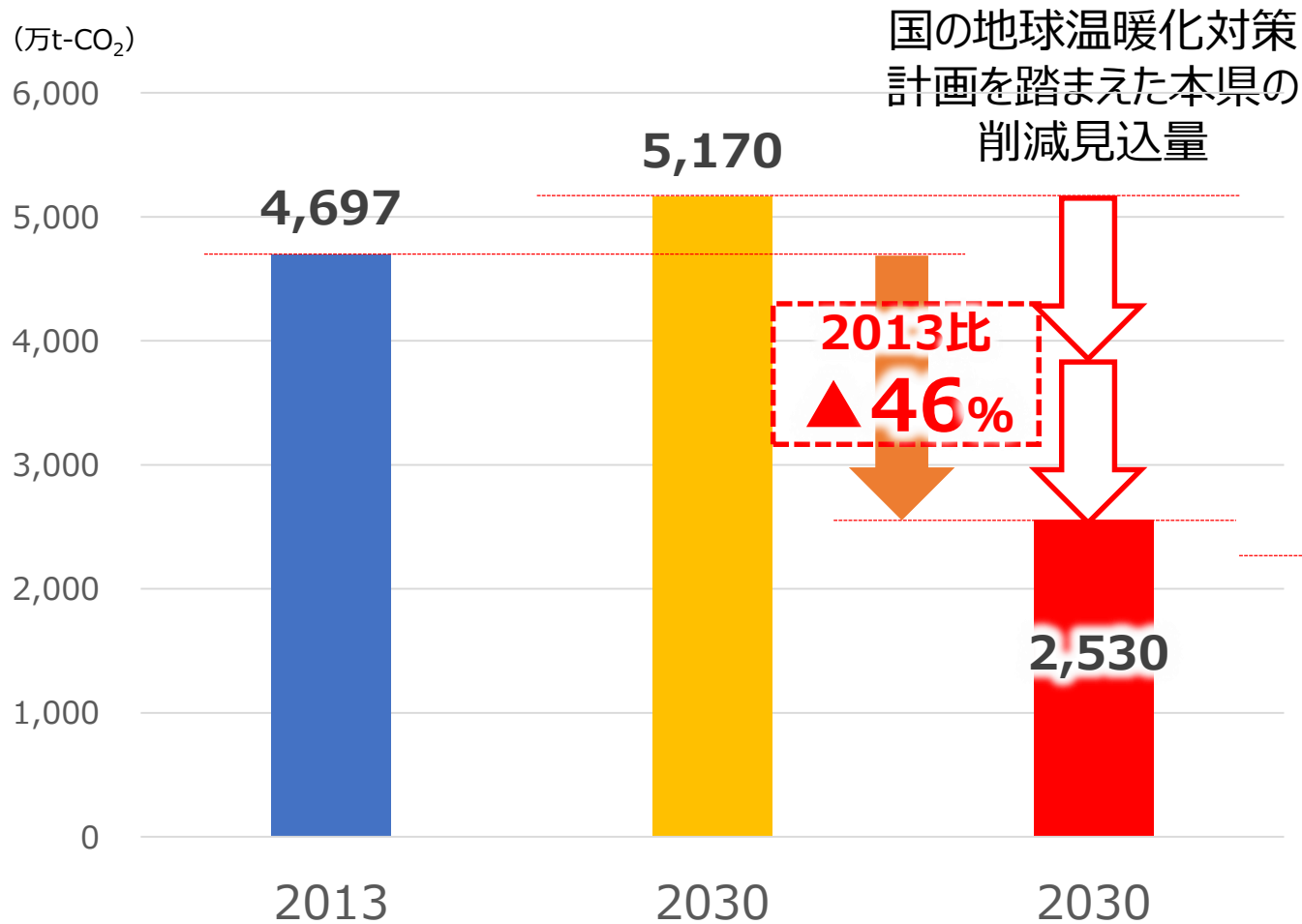
部門別等内訳

単位：万t-CO₂ ※ H欄を除く

	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)							(参考) 現計画 2013比 削減率
		BAU	需要側対策による削減見込量	供給側対策による削減見込量	削減見込量計	対策後排出見込量	2013年度比削減量	2013年度比削減率	
		A	B	C	D	E(C+D)	F(B-E)	G(A-F)	
産業部門	998	1,144	262	361	623	521	477	47.8%	21%
業務その他部門	1,022	1,075	186	435	621	454	568	55.6%	27%
家庭部門	1,116	1,244	202	525	727	517	599	53.7%	43%
運輸部門	966	981	295	25	320	661	305	31.6%	30%
廃棄物	116	116	51		51	65	51	44.0%	13%
工業プロセス	251	216	3		3	213	38	15.1%	-1%
その他温室効果ガス 吸収源対策	228	394	295		295	99	129	56.6%	-31%
計	4,697	5,170	1,294	1,346	2,640	2,530	2,167	46.1%	26%

2 (3) 新たな削減目標率

本県の先駆的な施策・取組による効果



削減目標

先駆的な本県の施策・取組により更なる削減をめざす

2013比
▲46%
以上

施策・取組例

- ・ 目標設定型排出量取引制度
- ・ エコライフDAY埼玉
- ・ 家電製品省エネ情報提供制度

2030

1 前回委員会の主な意見と対応方向

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正

(1) 改正の方向性

(2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

(3) 新たな削減目標率

(4) 施策実施目標の設定

(5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し

3 その他

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）

(2) 今後のスケジュール（予定）

2 (4) 施策実施目標の設定

【法律における位置付け】 温暖化対策推進法第21条第3項

都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする。（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

【施策実施目標設定の考え方（案）】

- ① 本県の地域特性を踏まえた指標とする
- ② 県、市町村、県民、事業者等で共有できる指標とする
- ③ 原則として上位計画（5か年計画、環境基本計画）等と整合を図る

①再エネの利用促進

太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

例) 再エネ導入容量、電気使用量に占める再エネ電力発電量の割合

②事業者・住民の削減活動促進

その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

例) 新車販売台数における電動車の割合、環境SDGs 関連セミナーの参加企業数

③地域環境の整備

都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

例) 森林の整備面積、埼玉版スーパーシティに取り組む市町村数

④循環型社会の形成

その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

例) 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量、産業廃棄物の最終処分量

- 1 前回委員会の主な意見と対応方向
- 2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正
 - (1) 改正の方向性
 - (2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）
 - (3) 新たな削減目標率
 - (4) 施策実施目標の設定
 - (5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し**
- 3 その他
 - (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）
 - (2) 今後のスケジュール（予定）

適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果

気候変動適応（適応策）：
気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること

「**地域気候変動適応計画**」の策定が **努力義務**（気候変動適応法第12条）

※埼玉県では「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を同計画と位置づけ

地域気候変動適応計画を策定するには、
気候変動（≡地球温暖化）がどのような影響を与え得るのか、科学的観点から**評価**することが必要

環境省の「気候変動影響評価報告書」をもとに、
埼玉県地球温暖化対策推進委員会適応策専門部会にて評価を実施

2 (5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し

影響評価結果一覧

大項目	小項目	影響評価結果		
		現在および短期的な影響		長期的な影響
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業・林業・水産業				
農業	水 稻	○	○	○
	野菜等	◇	○	□
	果 樹	◇	○	△
	麦、大豆、飼料作物等	◇	△	△
	畜 産	◇	□	—
	病害虫・雑草等	◇	—	—
	農業生産基盤	○	○	○
	食糧需給	—	—	△
林 業	木材生産（人工林等）	—	—	—
	特用林産物（きのこ類等）	—	—	□
水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	—	—	—
	増養殖業	◇	△	△
	沿岸域・内水面漁場環境等	◇	△	△
水環境・水資源				
水環境	湖沼・ダム湖	◇	△	○
	河 川	◇	□	□
水資源	水供給（地表水）	◇	△	□
	水供給（地下水）	—	—	△
	水需要	◇	□	□

大項目	小項目	影響評価結果		
		現在および短期的な影響		長期的な影響
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
自然生態系				
陸域生態系	高山・亜高山帯	◇	○	—
	自然林・二次林	◇	○	—
	里地・里山生態系	—	—	—
	人工林	—	—	—
	野生鳥獣の影響	◇	○	—
淡水生態系	湖 沼	—	—	—
	河 川	◇	△	△
	湿 原	—	—	—
その他	生物季節	◇	○	□
	分布・個体群の変動（在来生物）	—	—	□
	分布・個体群の変動（外来生物）	—	—	—
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	—	—	—
自然災害				
河 川	洪 水	○	○	○
	内 水	○	○	○
山 地	土石流・地すべり等	○	○	○
その他	強風等	○	△	△

大項目	小項目	影響評価結果		
		現在および短期的な影響		長期的な影響
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
健 康				
暑 熱	死亡リスク等	○	○	○
	熱中症等	○	○	○
感染症	節足動物媒介感染症	◇	△	○
その他	温暖化と大気汚染の複合影響（光化学オキシダント濃度の上昇）	—	—	—
	脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	○	○	○
産業・経済活動				
製造業	—	◇	—	—
観光業	レジャー	—	—	□
	自然資源を活用したレジャー業	—	—	□
国民生活・都市生活				
都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	△	○
文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節	◇	○	□
	伝統行事・地場産業等	◇	—	—
その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

【凡例】 (A-1) ○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、—：現状では評価できない (A-2) ○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない (B) ○：大きい、△：中程度、□：小さい、—：現状では評価できない

特に影響の大きい分野における主な現在影響及び将来影響

自然災害

【現在影響】

令和元年度東日本台風では、県内14か所の雨量観測所のうち11か所で日降水量が観測史上1位を記録。

(出典：気象庁HP「過去の気象データ検索」)

【将来影響】

今世紀末の降雨量変化倍率は前世紀末に対し1.1倍～1.2倍になる試算とされており、洪水発生頻度は約2倍～約4倍になる見込み。

(出典：国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」令和元年10月)

健康

【現在影響】

2015～2019年と2010～2014年を比較すると、熱中症による救急搬送者数の合計が約3千人増加している。

(出典：埼玉県危機管理防災部消防課HP「埼玉県内における熱中症による救急搬送状況」)

【将来影響】

さいたま市の2040年代の熱中症救急搬送者数は、年平均1,557件となり、2010年代と比べて2.42倍に増加する見通し。

(出典：環境省「気候変動影響評価報告書 詳細」令和2年12月)

これまでの取組

○地域気候変動適応センターの市町村との共同設置

埼玉県では地域気候変動適応センターを2018年に設置（環境科学国際センターを位置づけ）。全国で初めて市町村と共同設置（2022年4月現在8市）し、適応策に関する技術的助言等を実施。



○暑熱対策の最適化

環境科学国際センターでは熊谷スポーツ公園を対象に、コンピューターシミュレーションにより暑熱対策の効果の最適化（2018年）。



○米の高温耐性品種の育成・普及

埼玉県農業技術研究センターでは高温耐性品種「彩のきずな」を育成し品種登録（2014年）。



○暑さからの一時避難所の設置

埼玉県健康長寿課では、公共施設や店舗などを「まちのクールオアシス」として指定し、暑さからの一時避難所として活用する事業を実施。



1 前回委員会の主な意見と対応方向

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正

(1) 改正の方向性

(2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

(3) 新たな削減目標率

(4) 施策実施目標の設定

(5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し

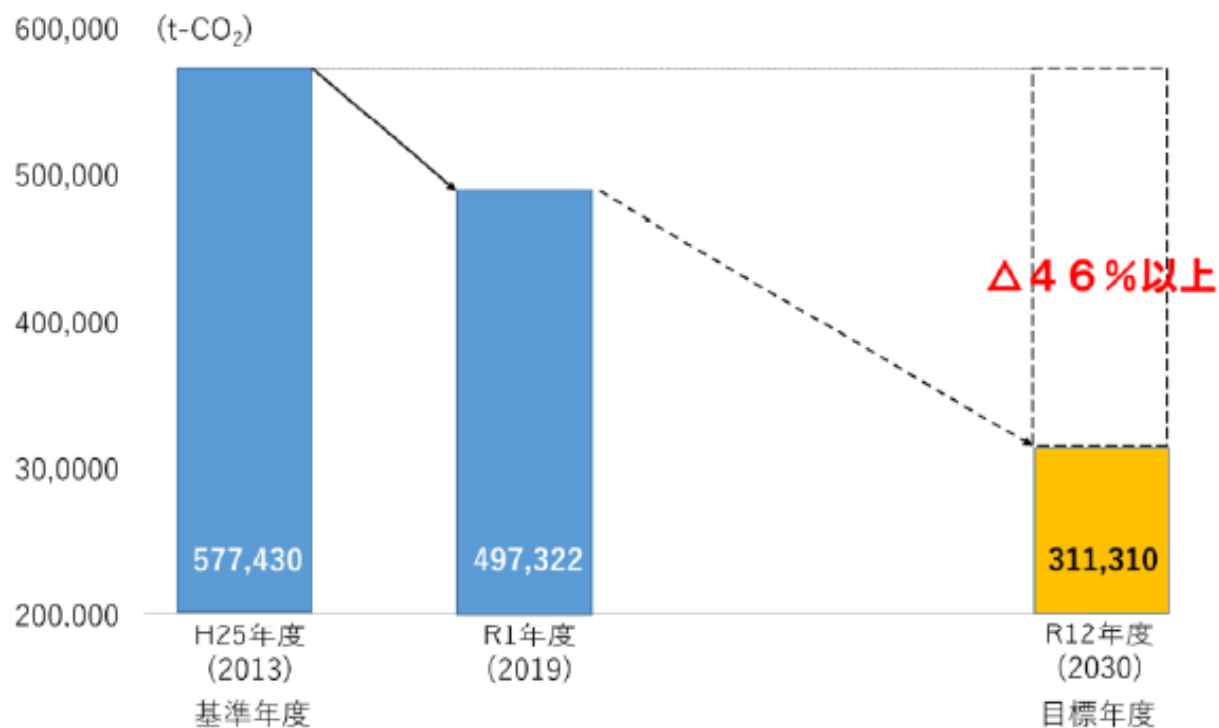
3 その他

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）

(2) 今後のスケジュール（予定）

【削減目標】

令和12年度（2030年度）における県の事務事業から排出される
温室効果ガス排出量を 平成25年度（2013年度）比 **46%以上削減** し
さらに **50%** の高みに向けて挑戦します



1 前回委員会の主な意見と対応方向

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正

(1) 改正の方向性

(2) 目標年度（2030）におけるBAU排出量の推計（再推計）

(3) 新たな削減目標率

(4) 施策実施目標の設定

(5) 適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性の見直し

3 その他

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正（R4.3）

(2) 今後のスケジュール（予定）

3 (2) 今後のスケジュール (予定)

令和4年度

策定業務	2030BAUの再算定	計画案の作成			3月 改正
	削減量の算出	実施目標の検討・設定			
庁内	5/17 知事トップ による会議	庁内推進委員会、幹事会での検討・共有			
		施策案の検討			
専門委員会		● 第1回開催 (6/15)	● 第2回開催 (8月)	● 第3回開催 (10月)	第1回：BAU・削減量検討 第2回：素案の検討 第3回：大綱案の検討
審議会				● 環境審議会諮問 (11月)	● 環境審議会答申 (2月)
県民				● 県民コメント (12月)	